イ　建築一式工事以外で参加する者　平成10年度以降に完成した、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上25m以上かつ延床面積25,000㎡以上の建物の新築工事を、建築一式工事以外の工事種別で元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限るものとし、共同企業体が互いに異なる工事種別で構成された場合は、本件工事で担当する工事種別の分野を主として施工していること。）。

③　建設業法に定める建設工事業に係る国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を、本件工事に専任で配置できること。

⑷　共同企業体の構成

①　結成方法　自主結成とする。

②　代表者の要件

ア　代表者は、共同企業体の構成員のすべてが建築一式工事の場合、構成員中出資比率が最大である者とする。

イ　上記ア以外の場合、建築一式工事を担当する者であって、かつ、構成員において決定された者とする。

③　共同企業体の存続期間　共同企業体の存続期間は、共同企業体が認定されたときから最終工事の引渡完了後、発注者の承認を得た日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、共同企業体が認定されたときから本工事の契約が締結されたときまでとする。

④　共同企業体の名称　共同企業体の名称は、「博多駅中央街ＳＷ計画（仮称）新築工事共同企業体」とする。

⑤　共同企業体の協定方法　協定書は、発注者が別に示す「共同企業体協定書」様式による。なお、共同企業体の構成員のすべてが建築一式工事による場合は、共同企業体協定書（甲型）を使用し、これ以外の場合は共同企業体協定書（乙型）を使用すること。

3　入札時ＶＥ提案の定義及び範囲

⑴　入札参加者が入札時ＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の機能、性能等の低下を伴わないものとする。

⑵　以下の提案は、入札時ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

①　工法、仕様変更で減額となるが、工期は延長となるもの。

②　指定仮設以外の仮設に関するもの。

③　関連工事に大きく影響を与える提案及び請負代金額が関連工事を含め低減にならないもの。

④　全体計画（平面計画、設備の主要システム、デザイン計画、構造クライテリア等）が大きく変わるもの。

⑤　機能、性能及び品質が低下すると予想されるもの。

⑥　ライフサイクルコストが増大すると予想されるもの。

⑦　本入札公告「４総合評価に関する事項」における技術提案が成立しないもの。

⑧　その他、入札時ＶＥ提案の定義に著しく相違するもの。

4　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

①　施工計画に関する提案

②　工程計画に関する提案

③　品質管理及び工程管理に関する提案

④　環境配慮に関する提案

⑤　ライフサイクルコストの縮減に関する提案

⑥　商業ビルの特性に配慮した提案

⑵　総合評価の方法

①　標準点　競争参加資格を満たした入札参加者には標準点100点を与える。

②　加算点　加算点は⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について合計点（満点15点）を与える。評価にあたっては、提出された資料の内容についてヒアリングを実施する。なおヒアリングの結果によっては、加算点を減点することがある。

③　総合評価は、標準点、加算点の合計を、入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

5　落札者の決定方法

⑴　入札参加者は、採用された入札時ＶＥ提案、価格及び企業の技術力をもって入札し、次の①及び②のすべての要件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当と認められるときは、次の①及び②のすべての要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　総合評価落札方式に係る技術提案が最低限の要求要件（総合評価落札方式に係る技術提案が記載されていること。）を満たしていること。

⑵　⑴において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、落札者を抽選により決定する。

⑶　全ての入札参加者が予定価格の制限範囲外であった場合、随意契約に移行する。この場合、総合評価における評価値によらず、最低価格を提示した者を価格協議の第一順位者とし、以下、提示価格に応じて価格協議順位を決定する。

6　入札手続等

⑴　担当部署　〒100―0013 東京都千代田区霞が関１－４－１日土地ビル13階　日本郵政株式会社不動産部門施設部統括グループ契約担当　小嶋　　剛　電話03―3504―4301

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法等

第１回目の入札説明書等は、平成25年７月26日から平成25年８月５日までに、第２回目の図面及び仕様書等（以下「図面等」という。）は、契約責任者から競争参加資格があると認められた者に限り、平成25年８月12日から平成25年９月３日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後４時00分（正午から午後１時00分までを除く。）までの間、上記６⑴の担当部署において、貸与する。ただし、第１回目の入札説明書等の貸与にあたっては、下記７⑽に示す資料を持参すること。これらの提出が無い場合は、入札説明書等の貸与は行わない。なお、郵送（送料実費負担）を希望する者は担当部署へ連絡すること。

⑶　申込書及び資料の提出期間、場所及び方法等　平成25年７月26日から平成25年８月５日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後４時00分まで（正午から午後１時までを除く。）の間に、上記６⑴の担当部署へ持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

⑷　共同企業体の場合における、共同企業体協定書（副本１部）及び代表者への入札等に係る委任状の提出期間、場所及び方法等　上記６⑶に同じ。

⑸　入札時ＶＥ提案の提出期間、場所及び方法等　契約責任者から競争参加資格があると認められた者は、入札時ＶＥ提案を提出すること。

平成25年９月19日から平成25年９月26日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後４時00分まで（正午から午後１時までを除く。）の間に、上記６⑴の担当部署へ持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

⑹　総合評価落札方式に係る技術提案の提出期間、場所及び方法等　上記６⑸に同じ。

⑺　入札、開札の日時、場所及び提出方法　平成25年11月７日午後４時00分　日本郵政本社ビル１階入札室（ただし、入札書を郵送する場合には、平成25年11月６日までに上記６⑴の担当部署に必着すること。電送（ファクシミリ等）による入札は認めない。）

7　その他

⑴　手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申込書の差し替えは認められない。

⑸　手続における交渉の有無　無

⑹　工事請負契約書作成の要否　要